

令和7年度 鹿屋市奨学生募集要項

鹿屋市では、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒や学生に対して、有用な人材を育成することを目的に、奨学資金の貸与を行っています。

奨学資金の貸与希望者（生徒・学生の本人）は、本奨学資金制度の趣旨を十分理解し、修学について熱意を持ち、貸与後の奨学資金返還の義務についても責任を持てることを確約の上、申請してください。

- 1 資格
 - ・高等学校以上の学校（文部科学省管轄に限る。）に在学（令和7年4月より在学予定含む。）している生徒及び学生であり、品行方正であること。
 - ・能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難であること。
 - ・保護者が本市に生活の本拠を有する（3年以上在住している）こと。
 - ・奨学資金の返還が確実であり、かつ、これについて確実な保証人を有すること。

※職業能力開発訓練校等、文部科学省管轄外の学校は対象外です。
- 2 貸与額（月額）

高等学校及び高等専門学校（1～3年）	12,000円
高等専門学校（4・5年）	30,000円
大学・短大・大学院（専門職大学等含む。）	30,000円
専修学校専門課程（2年以上の専門課程に限る、専門学校等含む。）	30,000円
- 3 貸与期間 奨学生に決定した月から、当該学校在学期間（在学する学校の正規の修学期間中）
- 4 返 還
 - ・貸与制（無利子）であり、本人及び連帯保証人の各々に返還の義務がある。
 - ・貸与終了後、「奨学資金借用証書」を本人若しくは連帯保証人が提出の上、奨学資金貸与終了1年後から10年以内の期間で返還を行うこと。
 - ・貸与を受けた奨学資金は、原則、口座振替により返還することとする。
- 5 申込期間 **令和7年3月3日（月）から令和7年3月31日（月）まで【必着】**
※申請書は、直接、鹿屋市教育委員会 学校教育課へ提出してください。
- 6 奨学生の決定 奨学生選考委員会（4月下旬）での選考を経て決定します。
※選考の結果は5月中旬までに郵送にて本人に通知します。
※選考委員会における選考の結果、採用されない場合もあります。
- 7 申込に必要な書類
 - (1)「奨学資金貸与申請書」（連帯保証人2名必要）
 - (2)各連帯保証人の「印鑑登録証明書【原本】」
 - (3)「学校からの推薦書」【卒業校のもの】
 - (4)「合格通知の写し」【入学予定校のもの。在学中の申請者は学年が記載してある在学証明書】
 - (5)奨学資金返還確約書【奨学資金の返還責任について、貸与希望者本人が確約するもの】
 - (6)鹿屋市外に居住する連帯保証人は、その連帯保証人の「令和6年度所得証明書【原本】」
 - (7)鹿屋市外に同一生計の家族がいる場合は、その家族の「令和6年度所得証明書【原本】」
 - (8)その他教育委員会が必要と認める書類

※申請書等各様式は、教育委員会及び市内各中・高等学校にあります。
また、ホームページ<https://www.city.kanoya.lg.jp/>からもダウンロード出来ます。
- 8 申込・問合せ先
〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号（6階）
鹿屋市教育委員会 学校教育課 TEL 0994-43-2111（内線：3633）
※受付窓口は、学校教育課のみです（学校、総合支所等での受付は行いません。）。